## 衆参議院の比例定数削減に反対するとともに、

# 現行選挙制度の抜本的改革に関する討議を求める決議

#### 1 衆院選挙制度に関する各党協議会の動き

2011 年 10 月 19 日から衆院選挙制度に関する各党協議会が開始されている。11 月 15 日に民主党は、まずは 2011 年臨時国会において小選挙区の区割りの是正を行なって、最高裁から違憲であると指摘されている 1 票の格差是正を先行させたうえで、選挙制度自体の改革については先送りする考えを示した。そして、その代わりに、衆院選挙区画定審議会(区割り審)設置法改正案を採択する際に、その付則にて「定数削減を含めた抜本的な改革に関する検討を各党間で行う」との付帯決議を行うことを提案した。この提案に自民党も賛意を表明している (11 月 16 日付読売新聞)。

#### 2 民主党・自民党のねらい

2013年8月29日に衆院議員の任期が満了するが、新選挙制度の周知期間が1年程度必要とされていることからすると、1票の格差是正は、たしかにまったなしの時期を迎えているといえる。

しかし、民主党は 2009 年総選挙時のマニュフェストにおいて衆院比例定数の 80 人削減を掲げており、野田佳彦首相も、消費税増税など国民負担増をおしすすめながら、そのためにも「政治家も身を削らなければならない」(11 月 22 日時事通信)と述べるなど、増税とセットとなる政策として定数削減への意欲を強く有している。このことからすると、今回の民主党の提案は、2012 年通常国会において比例定数削減を実現するための地ならしであり、自民党も将来の定数削減という目的を同じくしているために賛意を表明していると見るべきである。

## 3 小選挙区制のデメリット

もともと小選挙区制は、大量の死票を生み出し二大政党に有利で小政党に不利な選挙制度であるところ、この小選挙区制を維持したままで民意を反映する機能が強い比例代表の定数だけを削減することは、多様な民意を忠実に国会に反映させる機能を失わせ、国会の代表民主制(憲法 41条)の機能を弱めることにつながる。

また、日本の国会議員の数は他国に比べて多いということはない。このことは単位人口当たりの議員比率をヨーロッパ諸国と比較してみれば明らかである(人口 10 万人あたりの国会議員数は、日本は 0.57 人であるのに対し、イギリス 2.28 人、ドイツ 0.81 人)。

#### 4 抜本的な選挙制度改革を求める動き

民主党の上記提案については、選挙制度の抜本改革が担保されないとして自民党を除く7党が反対している。また、中選挙区制の復活をめざす「選挙制度の抜本改革を目指す議員連盟」が11月17日に民主党・自民党を含む超党派で結成されるなどの動きもみられる(11月19日付朝日新聞)。さらに、小選挙区制度を導入した国会議員からも導入が失敗であったことを率直に認める発言が相次いでいる(渡部恒三・民主党、加藤紘一・自民党、園田博之・たちあがれ日本)。

このように小選挙区制の抜本的な改革を求める声が各党、有力な議員からも上がっている。

### 5 参院でも定数削減の動き

衆院と同じく参院でも最高裁から1票の格差が違憲であると指摘されているなか、11月14日に選出された平田健二参院議長は「1票の格差、定数削減は最低限実現しなければならない」(11月14日付毎日新聞)と述べている。民主党は前述した2009年マニュフェストにおいて参院の定数40削減を掲げており、衆院とともに比例定数部分を削減対象としてくる可能性が非常に強い。

### 6 比例定数削減に反対し、選挙制度の抜本改革を求める

1994 年に小選挙区制が導入されて以降、二大政党に有利な議席配分の結果、二大政党以外の政党に投票する国民の要求が国会から遠ざけられてきた。こうした小選挙区制の欠点の結果、政治は活力を取り戻すどころか、弱者切捨てと格差・貧困の社会が作られ、自衛隊海外派兵に見られるような「戦争する国」となったのである。

本部会は2010年9月4日に「衆議院議員の比例定数の削減及び参議院議員の定数削減に反対する決議」をあげ、国会議員の定数削減に強く反対し、民意を適正に反映する選挙制度の実現を求めた。本部会は、各党協議会の始動に際して、同協議会に対して、あらためて国会議員の定数削減に反対するとともに、例えば比例代表を中心とする制度や中選挙区制度など、民意をより反映する制度を導入することを含めた抜本的な選挙制度の改革について、国民の声に耳を傾けて大いに討議するよう強く求める。

2011年12月2日 青年法律家協会弁護士学者合同部会 第 3 回 常 任 委 員 会